

2022年12月税務ニュース

1. 複数期間に渡る投資プロジェクトの VAT 還付

(ビンズン省税務当局・2022年10月11日・オフィシャルレター第15785/CTBDU-TTHT号)

ひとつの投資プロジェクトが複数の段階に渡って行われる場合、仕入 VAT は下記の取扱いとなる。

- 売上高の計上以降に発生した仕入 VAT：還付対象外
- 売上高の計上前に発生した仕入 VAT：還付対象

2. 本社移転時の超過納税額の取扱い

(ビンズオン省税務当局・2022年11月3日・オフィシャルレター第16888/CTBDU-TTHT号)

対象会社はホーチミン市で輸入関税及び輸入 VAT の超過納税が発生していたが、本社をホーチミン市からビンズオン省へ移転した。当該超過納税額は移転後に管轄する税務当局で発生した未払是金と相殺することが出来る。

3. 外国企業の指示に従い EPE 企業に提供されるサービスに対する付加価値税 (VAT) の適用税率

(バクニン省税務当局・2022年11月1日・オフィシャルレター第999/CTBNI-TTHT号)

ベトナム企業（サプライヤー：以下 A 社）が外国法人（依頼企業：以下 B 社）が設備の修繕・メンテナンス契約を締結し、A 社は B 社の指示に基づきベトナムに所在する EPE 企業（以下 C 社）へ修繕・メンテナンスサービスを提供する場合、A 社から C 社に提供されたサービスに対する VAT 税率は 0%を適用することが出来る。

4. 返品時の税金の取扱い

(ビンズオン省税務当局・2022年11月11日・オフィシャルレター第17367/CTBDU-TTHT号)

対象会社が未使用の商品をサプライヤーに返品する場合、返品処理ではなく販売活動として取り扱う必要がある。そのため、対象会社は返品時に VAT インボイスを発行する必要がある。

5. 外国専門家の出張費用の立替に対する外国契約者税 (FCT) の取扱い

(ハイズオン省税務当局・2022年11月25日・オフィシャルレター第11261/CTHDU-TTHT号)

外国法人からベトナム企業に専門家が派遣される際に専門家の渡航費用や滞在費用をベトナム企業が立替をし、外国法人が立替費用分を直接ベトナム企業に支払う(利益は上乗せしない)場合、当該費用の立替はFCTの対象外である。

6. Covid-19の従業員手当に対する個人所得税 (PIT) の取扱い

(税務総局・2022年12月7日・オフィシャルレター第4572/TCT-DNNCN号)

首相決定第28/2021/QĐ-TTg(2021年10月1日発行)に記載された項目以外の手当をCovid-19の手当として支給する場合、PIT課税対象として取り扱う。